

## 平成26年度第11回理事会議事概要

日 時： 平成27年3月4日（水）14:00～14:15

場 所： 森林総合研究所 特別会議室

出席者： 理事長	鈴木 和夫
理事（企画・総務担当）	鈴木 信哉
理事（研究担当）	大河内 勇
理事（森林業務担当）	城土 裕
理事（業務承継円滑化・適正化担当）	百々謙治郎
監事	滑志田 隆
監事	西田 篤實
総括審議役	肥後 賢輔
総括審議役	飯田 道夫
審議役	安樂 勝彦
企画部長	落合 博貴
総務部長	飯干 好徳

## 1. 開会

## 2. 議事

本日は議題が1件、報告が1件となっています。順次、説明をお願いします。

### (1) 水源林造成事業の受け皿法人に係る森林総研としての検討体制について

(鈴木理事)

資料I-1の3ページ目をご覧ください。本年2月23日付けで林野庁長官から、『研究開発と水源林造成事業との連携による森林整備に係る技術の高度化等の取組及び事業の効率化、コスト縮減等の水源林造成事業に関する中期目標の達成状況について検討を行い、その結果を平成27年9月末日までに報告願います。』との公文書が来ています。

これを受けて1ページにありますように、森林総研としての検討体制を構築することとし、『受け皿法人検討チーム』を設置したいと考えています。

2ページに検討チームのメンバー等の図を付けていますが、検討内容を総括するチーム長を森林総研本所の理事(企画・総務担当)とし、本所、林木育種センター、森林整備センター毎に作業チームを設け作業チーム長を置くこととします。

なお、作業チームは、検討事項等に関する情報を共有し連携して検討を行うとともに、必要に応じてメンバーを追加できるものとします。

繰り返しになりますが、9月末までに報告しなければならないので精力的に検討を進める必要があります。

(城土理事)

若干補足させていただきます。1月の理事会で、森林農地整備センターとしての検討チームを立ち上げる旨説明させていただきました。

今後においては、センターの受け皿検討チームでいくつかの課題を検討・整理した上で本所の検討チームでご審議いただく形になるかと思えます。

水源林造成事業は、昭和36年に発足し、平成11年に農用地関係と一緒になって緑資源公団ができ、さらに平成20年に森林総合研究所に附則事業を行うという形で統合され、平成25年の閣議決定で、現中期計画の終了時までに結論を得るとのこととされており、今後、精力的に検討を進めていく考えです。

なお、その過程で、研究開発と水源林造成事業との連携によるシナジー効果を林野庁へ秋までに報告する流れになりますので、本所・育種センターのご協力をお願いします。

(理事長)

本件議題については理事会として了承されました。

(肥後総括審議役)

以上で議題の説明を終わります。続いて、報告事項の説明に移ります。

## (2) 平成26年度評価・監査中央セミナーについて

(滑志田監事)

西田監事と2日間の研修に参加しました。資料Ⅱ-1をご覧ください。

監事の機能のレベルアップを図る研修に積極的に参加するようとの総務省からの要請に基づくものです。

行政評価局が主催するセミナーで、攻めの監査・評価、即ち積極的な監査機能の見直しが必要との観点で行われたものです。

総務省、独法評価、会計監査の実務を行っている部署の担当者から、監査のレベルアップに資する講義がありました。

4の会計検査院事務総局の業績検査計画官の講義では、事業の趣旨や体質を是正するような指摘型の会計検査が主流になりつつあるとして、事例として挙げられたのが国産材の供給事業でした。

復興予算で間伐等の促進を図るという趣旨の事業にも拘らず、伐られた間伐材の大半が林地残材として山に残されており、また、搬出された間伐材も被災地には行かずに海外に輸出されたとのことで、趣旨を曲解した予算の使い方であるとして説明がなされました。

復興を目指す中で間伐材をいかに確保していくか、あるいは材木の価格をいかに抑制していくか、という趣旨で行われた事業と一般的に理解されていますが、不適切な事業として取り上げられるのは残念なことと思いました。

一方、私たちが今取り組んでいる不適正経理処理についても、独立行政法人のタガが緩んできているのではないかと指摘がありました。

独立行政法人のリスク管理とコンプライアンスの強化等、内部統制システムの向上が求められており、監事監査の充実化に向けた重要な視点として堅持してまいりたいと考えております。

(肥後総括審議役)

報告事項は以上です。これにて終了します。

次回の平成26年度第12回理事会は3月25日(水)に開催予定です。

## 3. 閉会